**新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変に伴う令和３年度前期授業料減免について**

**１．対象者の要件**

　　次の対象者のうち（１）（２）の**いずれか**に該当する者に対して行います。

1. 国又は地方公共団体が新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者を支援対象として実施する、**公的支援の受給証明書の写しの提出ができる者**

＜参考：公的支援の例示＞日本学生支援機構HP

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html>

（２）**生計維持者（父母等）の一方又は両方**の所得が**令和元年の所得と比較し、２分の１以下**となっている者

（2020年10月～2021年5月の間で、最も減少した連続する3ヶ月分を4倍して算出したものと令和元年の所得を比較して２分の１以下であること）

【対象者】次の（１）～（３）の**すべて**に該当する者

1. 高等教育修学支援制度による授業料減免を受けていない者。
2. 学部生及び大学院生。

【対象外：聴講生、特別聴講学生、科目等履修生、研究生及び大学院学則第12条に規定する者】

1. 令和３年の家計の収入見込みについて、学長が別に定める「家計基準」（別表１）を満たす者

**２．減免額及び減免方法**

　　令和３年度前期授業料の半額（133,950円）を免除。

　　※減免決定後にすでに納付されている令和３年度前期授業料の半額を還付します。

**３．申請期限**

**令和３年６月３０日（水）**

　　※書類に不備等がある場合は申請受理となりません。早めの相談・申請をお願いします。

**４．申請方法**

事務局学生図書係に持参するか、郵送（レターパックに朱書きで「新型コロナ減免に係る書類在中」と記載。）により、申請してください。

※申請後は大学からメール・電話することがあります。提出書類は全てコピーを保管してください。

**５．後期の授業料減免について**

（１）後期は9月に募集を開始します。前期に減免を受けた人は後期の申請はできません。

（２）「高等教育修学支援制度に基づく授業料減免」（秋の申請）と本制度の両方に申込できますが、「高等教育修学支援制度に基づく授業料減免」に採用された場合は、本制度の対象になりません。

**６．提出書類**

「新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変に伴う授業料減免申請書」（別記様式第１号）と併せて下記必要書類を提出してください。（様式ファイルは「学務システム」－「Webフォルダ」－「授業料減免関係様式」－「新型コロナウイルス」に掲載）

**【１．必ず提出する書類】**

●（新型コロナウイルスの影響を受けた生計維持者（父母）の減少後の収入等がわかる書類）

□（給与収入者）

　　　・新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変後の、2020年10月～2021年5月のうち連続する３か月分の給与明細の写し（３か月分×４で年間収入見込額を算出）

　 ・新型コロナウイルス感染症の影響により失職した場合は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証の写し(失業手当の金額が分かる書類を添付)

□（商店・農業工業・個人経営等）

　　　・新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変後の、2020年10月～2021年5月のうち連続する３か月分の帳簿等（月次資産表、売上帳簿等）の写し（３か月分×４で年間所得見込額を算出）

●（影響を受けた生計維持者以外の、収入のある世帯員全員の収入等がわかる書類）

　　 □　令和元年の所得と比較し変更が無かった場合：令和３年度所得(課税)証明書、令和２年源泉徴収票等

　　 □　令和元年の所得と比較し、減少した場合：

2020年10月～2021年5月のうち連続する３か月分の給与明細の写し・帳簿等

（月次資産表、売上帳簿等）の写し（３か月分×４で年間収入見込額を算出）等

**【２．公的支援を受給している場合】**

□　国や地方公共団体が新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減があった者を対象として実施した公的支援（税等の納付猶予も含む。）を受けた場合は、その受給証明書の写し

**【３．生計維持者の所得が令和元年と比較し２分の１に減少した場合】**

□　生計維持者の市町村が発行する所得証明書(収入額、所得額、市・県民税額、各種控除、扶養人数等が記載されている記載省略のない令和２年度所得（課税）証明書)

**【４．その他該当する希望者のみ提出する書類】**

□　同居の家族が別生計の場合、別生計理由書

　　　(例：同居の兄は働いて収入があるが、別生計)

□　本人が自宅外通学者の場合は、賃貸借契約書の写し(契約期間、契約内容、本人の居住が明確に分かるもの)

□　世帯員の中に障害のある者がいる場合は、障害者手帳等の写し

□　世帯員の中に長期療養中の者がいる場合は、医療費の領収書の写し

□　主たる家計支持者が別居している場合は、別居のために支出している金額が分かる書類の写し

□　火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯は、被害を受けた時期と内容及び将来長期にわたって支出増または収入減になると認められる年間金額を明記した任意様式書類

□　父母以外の者で収入を得ている世帯は、その事情を申告する任意様式書類

**７．問い合わせ先・提出先（土日祝日を除く　8：30～17：15）**

　　群馬県立県民健康科学大学　事務局　学生図書係 減免担当

　TEL：027-235-1211（大学代表）（メール送付先：[syougakukin@gchs.ac.jp](mailto:syougakukin@gchs.ac.jp)）

※件名は「【申請書提出】新型コロナ減免　学籍番号　名前」で送信